

## NEDO研究開発事業における技術流出防止策に係る基本方針

中長期的に日本が国際社会において確固たる地位を確保し続ける上で不可欠な要素となる先端的な重要技術について、競争優位性を脅かすような経済安全保障リスクへの対応が求められている。

このため、「外国為替及び外国貿易法」（以下「外為法」という。）等の現行の国内法令を遵守することはもとより、技術流出の経路の多様化や手法の巧妙化が進んでいる状況を踏まえ、研究開発の入口から出口までの段階に応じた技術流出防止策を講じる必要性が高まっている。

そこで、「経済安全保障上の重要技術に関する技術流出防止策についての提言」（経済安全保障法制に関する有識者会議）を踏まえつつ、重要技術の研究開発成果の社会実装も見据えた着実な技術流出防止策を講じるべく、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「NEDO」という。）の研究開発事業のうち、担当府省庁の指定を受け、公募時等に技術流出防止策の対応を行う旨が明示された研究開発事業を行うに当たっては、事業者は本方針に掲げる事項のうち、公募時等に明示された事項を遵守するものとする。

### 1. 本方針で用いる用語の定義

「研究開発事業」とは、NEDOからの委託又は補助によって実施される研究開発に係る事業を指す。

「事業者」とは、研究開発事業を行うNEDOからの委託先又は補助先を指す。

「再委託先等」とは、委託先からの再委託先又は共同実施先並びに補助先からの委託先又は共同研究先を指す。

「事業開始時」とは、研究開発事業の開始当初の契約締結時又は交付決定時を指す。

「事業終了時」とは、研究開発事業の委託期間の終了日又は補助事業期間の終了日を指す。

## 2. 技術流出防止措置の取組

### (1) コア重要技術等のアクセス管理

公募時等にコア重要技術等のアクセス管理の対応を行う旨が明示された研究開発事業において、事業者はコア重要技術等<sup>1</sup>の流出を防止するため、以下を遵守するものとする。

#### 【遵守事項】

公募時又は事業開始時まで、以下の（ア）～（ウ）に掲げるコア重要技術等の流出防止を目的とした技術流出防止措置の取組状況をNEDOへ報告を行うとともに、事業の実施に当たり、コア重要技術等の流出防止に努めるものとする。また、事業の実施期間中もNEDOの求めに応じて、技術流出防止措置の取組状況について、NEDOへ報告を行うものとする。事業者が再委託先等がある場合には、事業者が求める取組と同等の取組を行う旨を、契約等により、再委託先等に約定させるものとする。

本遵守事項の対応の終期は、事業終了時までとする。

なお、指定事業の該当有無、（ア）～（ウ）の取組の確認方法等の詳細は、NEDOが公募時等に提示するものとする。

（ア） コア重要技術等へのアクセス管理

（イ） コア重要技術等にアクセス可能な従業員の管理

（ウ） 取引先における管理

---

<sup>1</sup> 「コア重要技術等」とは、コア重要技術及びコア重要技術の実現に直接寄与する技術のうち非公知のものを指す。コア重要技術とは、当該研究開発の成果及びその活用の際に必要な技術の設計・生産・利用の各段階において有用かつ中核的な技術（ソフトウェアを含む）を指す。

### 3. 研究セキュリティ確保の取組

国際的に開かれたオープンで自由な研究環境を維持しつつ、悪意のある組織や行為者から重要技術を保護し、健全な研究コミュニティの活動を行っていくための研究セキュリティ確保の取組として、内閣府において「研究セキュリティ確保に関する取組のための手順書」（以下「手順書」という。）がとりまとめられている。

経済安全保障の観点から特に技術流出の防止の必要があるものとして、担当府省庁が指定した研究開発プログラム（特定研究開発プログラム）に該当し、公募時等に研究セキュリティ確保の対応を行う旨が明示された研究開発事業において、事業者は以下を遵守するものとする。

#### 【遵守事項】

研究セキュリティ確保のために、手順書に沿って、デュー・ディリジェンス<sup>2</sup>をはじめとするリスクマネジメントの実施を行うものとする。事業者が再委託先等がある場合には、事業者が求める取組と同等の取組を行う旨を、契約等により、再委託先等に約定させるものとする。

本遵守事項の対応の終期は、事業終了時までとする。

なお、指定事業の該当有無、実施方法等の詳細は、NEDOが公募時等に提示するものとする。

---

<sup>2</sup> 研究活動の実施に際して、研究に参画する研究機関や研究者等の適切性を確認するプロセスのこと。具体的には、研究機関や研究者が申告する研究活動に関する情報に関して、研究機関又はNEDO等の資金配分機関が、オープンソースの情報など通常把握可能な情報に基づきリスク確認とリスク評価を実施すること。なお、公開情報のみを利用して実施するデュー・ディリジェンスを「オープンソース・デュー・ディリジェンス（OSDD）」という。

#### 4. その他法令遵守のための取組

##### (1) 安全保障貿易管理

日本国の製品や技術が海外で武器に転用されぬよう、外為法に基づく厳格な輸出管理が求められており、研究開発を行う全ての事業者に対して外為法の遵守を求めるとともに、その旨を公募時等に提示する。

また別途、事業開始時までに安全保障貿易管理の対応を行う旨が明示された研究開発事業において、事業者は追加的に以下を遵守するものとする。

##### 【遵守事項】

事業開始時までに、外為法の輸出規制に当たる貨物・技術の輸出が予定されているか否かの確認及び管理体制<sup>3</sup>の有無について確認するものとする。また、事業者が輸出の意思がある場合で、管理体制が無い場合は、輸出又は事業終了時のいずれか早い方までの体制整備を行うものとする。事業者が再委託先等がある場合には、事業者に求める取組と同等の取組を行う旨を、契約等により、再委託先等に約定させるものとする。

本遵守事項の対応の終期は、事業終了時までとする。

なお、指定事業の該当有無、確認方法等の詳細は、事業開始時にNEDOから事業者へ提示するものとする。

#### 附 則

1. この基本方針は、2026年4月1日から施行し、2026年4月1日以降に新たに公募する事業から適用する。

---

<sup>3</sup> 業として輸出・技術提供を行う者（輸出者等）は外為法第55条の10第1項に規定する「輸出者等遵守基準」を遵守する義務がある。「輸出者等遵守基準」にある管理体制を基本とし、リスト規制貨物の輸出又はリスト規制技術の外国への提供を適切に行うことで未然に不正輸出等を防ぐための、組織の内部管理体制をいう。